

NPO 法人ゆに 平成 30 年度同行援護従業者養成研修  
(一般課程・応用課程)  
受講生募集要綱

特定非営利活動法人「ゆに」 事務局

## 1.はじめに

本要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。）の規定に基づき、同行援護従業者養成研修一般課程及び同行援護従業者養成研修応用課程の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

## 2.目的

本研修は、視覚障害者の社会参加の促進および同行援護をはじめとする視覚障害者支援の取り組みの発展に寄与するため、視覚障害者一人一人の生活状況に応じた適切な支援を行うことのできる「同行援護従業者」を養成することを目的として実施します。

## 3.事業の名称

NPO 法人ゆに 平成 30 年度同行援護従業者養成研修（一般課程）（以下「一般課程」と記す）

NPO 法人ゆに 平成 30 年度同行援護従業者養成研修（応用課程）（以下「応用課程」と記す）

## 4.実施日時

<一般課程>

平成 31 年 2 月 16 日（土）9:30～16:30

2 月 17 日（日）9:30～18:30

3 月 2 日（土）9:30～19:30

<応用課程>

平成 31 年 3 月 3 日（日）9:30～19:30

3 月 4 日（月）9:45～18:15

## 5.実施場所

「NPO 法人ユースビジョン」事務所 及びその周辺

京都市北区小山北上総町 43-4 相井ビル 2 階

交通アクセス：地下鉄烏丸線北大路駅、京都市バス北大路バスターミナル下車、3 番出口より徒歩 3 分

## 6.講師

青木慎太朗（アオキ・シントロウ：同行援護事業所等連絡会 運営委員、京都産業大学 他 非常勤講師）

安田真之（ヤスダ・マサユキ：特定非営利活動法人「ゆに」 障害学生支援アドバイザー）

## 7.主催

特定非営利活動法人「ゆに」

## 8.受講申込要件

一般課程については以下の①～③を、応用課程については以下の①～④をすべて満たしていること。

- ① 中学校卒業以上であること。
- ② 同行援護をはじめとする視覚障害者の支援に現に従事していること。または今後従事する意思があること。
- ③ 全日程受講可能であること。
- ④ 応用課程については、「一般課程・応用課程セット受講」を申し込み、一般課程とあわせて受講すること。  
なお、「応用課程のみ」受講する場合は、既に同行援護従業者養成研修一般課程、告示別表第六の内容以上の研修課程のいずれかを修了していること。

## 9.受講定員

各課程 15 名（最小催行人数 6 名）

## 10.受講料（演習交通費、保険料込）

一般課程・応用課程セット受講（テキスト代及び消費税込）：¥30,000（高校生以上の学生¥20,000）

一般課程のみ（テキスト代別）：¥25,000

応用課程のみ（テキスト代別）：¥20,000

\* 学生料金は「一般課程・応用課程セット受講」のみ

## 11.修了要件

全科目を遅刻・欠席・早退なく受講し、各科目の内容を十分に習得した方に対し、修了証明書を交付します。1科目でも遅刻・欠席・早退がある場合は修了証明書を交付しません。受講者の都合による欠席・遅刻・早退を救済する補講や代替課題の出題等の措置は原則として実施しません。また、各科目の内容の習得が不十分な場合、受講態度が著しく不適切な場合は、修了証明書を交付しないことがあります。

\* 「一般課程・応用課程セット受講」の場合で、一般課程の修了要件を満たさなかった場合は、応用課程の修了も認められません。

## 12.カリキュラム

### <一般課程>

\* 告示別表第六の内容を標準とする。

- ① 障害・疾病の理解に関する講義① 2時間
- ② 視覚障害者（児）福祉サービスに関する講義 1時間
- ③ 同行援護の制度と従業者の業務に関する講義 2時間
- ④ 障害者（児）の心理に関する講義① 1時間
- ⑤ 情報支援と情報提供に関する講義 2時間
- ⑥ 代筆・代読の基礎知識に関する講義 2時間
- ⑦ 同行援護の基礎知識に関する講義 2時間
- ⑧ 基本及び応用技能に関する演習 8時間

合計：20時間

### <応用課程>

\* 告示別表第七の内容を標準とする。

- ① 障害・疾病の理解に関する講義② 1時間
- ② 障害者（児）の心理に関する講義② 1時間

- ③ 場面別基本及び応用技能に関する演習 6時間
  - ④ 交通機関の利用に関する演習 5.5時間
  - ⑤ 研修総括の講義 1時間
- 合計：14.5時間

### 13.指定教科書（一般課程・応用課程共通）

同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会編『同行援護従業者養成研修テキスト 第3版』中央法規出版、2014年

- \* 「一般課程・応用課程セット受講」（学生料金を含む）の方には、研修初日に上記指定教科書を配布します。「一般課程のみ」、「応用課程のみ」受講の方には、上記指定教科書をご自身で準備の上、研修当日にご持参いただきます。

### 14.受講手続き

#### (1)受講申込受付期間

平成30年12月20日（木）～平成31年2月3日（日）

- \* 定員に達したときは早期に受付を終了する場合があります。

#### (2)受講申込受付方法

主催者ホームページ (<http://www.unikyoto.com/>) の受講申込画面にて受け付けます。

- \* 学生料金で受講される方には、研修初日の受付時に学生証を提示していただきます。
- \* 「応用課程のみ」受講の方には、受講要件④の確認のため、該当する研修の修了証明書の写しを提出していただきます。提出方法・提出先等については、ホームページでの受講申込手続き後にメールで通知します。

#### (3)受講決定及び受講可否の通知

受講申込者数が最小催行人数を超えた場合、原則として申込先着順に「受講決定」とします。但し、「一般課程・応用課程セット受講」の方を優先します。受講可否については、平成31年2月5日（火）までに、受講申込者全員にメールで通知します。

#### (4)受講料の納付

「受講決定」となった方には、受講決定の通知から1週間以内に、別途通知する金融機関口座への振込にて受講料を納付していただきます（振込手数料は受講申込者負担）。

- \* 期日までに受講料が納付されない場合は受講決定を取り消す場合があります。

#### (5)キャンセル及び受講料の払い戻しについて

- ①原則として受講申込後のキャンセルはできません。
- ②納付された受講料は、理由の如何を問わず一切返金しません。但し、本研修が成立しなかった場合を除きます。

### 15.留意事項

- (1) 主催者から受講申込者への連絡は原則としてメールで行います。メールは必ず定期的に確認し、返信を求めた場合は速やかに返信してください。

- (2) 受講に際して宿泊が必要な場合は、ご自身で手配してください。宿泊費は受講者の負担となります。なお、受講決定とならなかった場合や本研修の開催が中止となった場合等であっても、主催者はキャンセル料等の費用の支払いを一切行いません。
- (3) 研修会場までの交通費、研修中の食費は受講者の負担となります。
- (4) 主催者や講師の指示に従わない、他者に危害を加える、研修場所の業務を妨害する等、受講態度が著しく不適切な方については、受講を中止していただくことがあります。
- (5) 受講申込時にご入力いただく個人情報は、別途同意いただいた場合を除き、もっぱら本研修の実施に必要な範囲で使用いたします。なお、本研修を修了した方の個人情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別）については、京都府が管理する修了者名簿に登載されます。

## 16.問い合わせ先

主催者：特定非営利活動法人「ゆに」 事務局

〒603-8354 京都市北区等持院西町 60-10

Email: [info@unikyoto.com](mailto:info@unikyoto.com)

TEL: 075-468-1633

FAX: 075-468-1666

URL: <http://www.unikyoto.com/>

以上